



未来ある美しいまちへ

飯田市 鼎  
**名古熊**

NAGOKUMA



ABC  
MART

飯田市鼎名古熊景観協定運営委員会

# ようこそ名古熊区へ(入区のご案内)

名古熊区では、安心して住むことの出来る生活環境や、明るく活力のある街づくりを目指して、次のような「協定」や「申し合わせ事項」をつくり、地域の住民や店舗・企業等を営むもの同士が協力して自治会活動を進めています。また、新しく居住されたり店舗・企業などを出店される皆様には入区のための指針(ルール)等を示したこの小冊子をお渡しして、地域の住民として守っていただくことや決まりなどを案内しています。

あなたも是非この冊子をご活用いただき、住みよい地域、活力ある地域づくりのためにご参加、ご協力ををお願いいたします。

1. 名古熊地区へ居住される方ならびに店舗等を建設、出店される方の為の指針(ルール)
2. 名古熊地区景観形成住民協定
3. 名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項
4. 名古熊の景観と住環境を守り育てる区民の誓い

## 入区案内の抜粋(詳細は次ページ以降各項目にて確認して下さい)

- 名古熊に居住される皆さんは組合・班・区などへ加入し、みんなで住み良い地域を作りましょう。  
お近くの組長さん、班長さんまたは地主の方、大家さん等にご相談下さい。  
「入区届」に「入区金」などを添えて班長を通じ区長に提出していただきます。  
また、自治会(区)活動のための運営費(班費・区費・鼎地区まちづくり委員会会費・消防協力費等)を納入(毎年)していただきます。  
尚、借家・アパート等ご利用で短期間の居住のため、組合や区に入っていただけない皆さんにも準区民として運営費(準区費・班費)を納めていただきます。  
また、各班毎にある集会所など共有施設(資産)に対する負担金も必要です。
- 借家・アパート等居住者の区費など自治会への負担金は、原則として地権者または物件管理者が取りまとめの任を負います。
- 住み良い地域とするために河川や公園の清掃、区民会館・ゴミ集積場などの管理、学童の交通安全の確保、また防火防犯活動など全区民が協力して行っています。  
(ペットボトル・ガラス瓶・アルミ缶等の収集活動も共同で行います。)
- 店舗・事業所などの皆さんには自治会(区)協力費として区の規約により準区費を納入していただきます。(金額は別途準区費査定委員会の決定によります。)

## 主な事業・行事等は…

- 自主防災訓練を毎年行います。備えあれば憂いなし、“いざ”という時住民同士が助け合える地域社会をつくりましょう。
- 土地開発行為の調整、道水路・公園等の整備・点検、区有林の管理、敬老会等々。
- 公民館教育文化委員会では運動会(隔年)、夏祭り(毎年)、各種スポーツ大会(毎年)また各種文化・スポーツクラブ(隨時募集)等活発な活動をしています。

- 地域に伝わる伝統の行事(獅子舞、打上げ花火、仕掛け花火等)は保存会によって伝承されています。
- 『明るいまち、美しいまち、潤いのあるまち、活力のあるまち、安心して住めるまち』をみんなでつくるため「名古熊地区景観形成住民協定」を締結しています。ご理解とご協力をお願いします。

### 事業所・店舗等を開設するための諸手続きについて(一般住宅の建設手続も含む)

1. 地区内へ事業所や店舗等を開設したり、アパート・マンション等を建設しようとする地権者、出店者、開発業者等は区内関係機関(区長、産業建設委員長)等と「指針(ルール)」による事前協議を行うとともに、区民に対して説明会を開催し了解を得るものとします。
2. 事業所や店舗を開設しようとする事業者また、アパート・マンション等を建設しようとする者は区長宛に「事業所開設届」を原則として開業前に提出する。  
テナントによる出店業者も同様とします。
3. 農地法による、除外・転用等の開発行為で地域の同意の必要な場合は、区長(地域代表者)および産業建設委員長(水利権代表者)に届け出る。(一般住宅も同じ)
4. 地権者、出店者、開発業者等は建築物、工作物等の形態等について景観協定運営委員会と「景観形成住民協定書」に基づいて協議し同意を得る。また、建築確認申請書の審査を必要としない開発物件も同様とします。(一般住宅も同じ)

### 名古熊自治会(区)の組織概要

#### 1. 鼎地区まちづくり委員会

名古熊区、下山区、東鼎区、西鼎区、下茶屋区、中平区、上茶屋区、切石区、上山区、一色区、以上10の自治会(区)で構成されています。

#### 2. 名古熊自治会(区)の組織

役員、委員会など

三　　役	●区長　●副区長　●会計
監　　事	3名
氏　子　総　代	4名
理　　事	14名
班　　長	1班～8班で構成し、班には組合があります(H27年4月現在 組合総数52)
委　員　会　・ 団　体　等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務　●産業建設委員会　●生活安全委員会　●子供を育む委員会</li> <li>●健康福祉委員会　●環境衛生委員会　●公民館教育文化委員会</li> <li>●景観協定運営委員会　●獅子舞保存会　●煙火保存会　●神輿会</li> <li>●日赤奉仕団　●壮年団　●名親会　●悠々クラブ</li> </ul>

公民館教育 文化委員会 のクラブ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カラオケクラブ　●バドミントンクラブ　●バレーボールクラブ</li> <li>●マレットゴルフクラブ　●ボディコンクラブ　●名走会</li> <li>●演芸クラブ　●囲碁・将棋クラブ　●軽音楽クラブ　●写真クラブ</li> </ul>
-------------------------	---

# 名古熊地区へ居住される方ならびに 店舗等を建設、出店される方の為の指針(ルール)

名古熊区では、快適な居住環境と活気ある街づくりを目指して「名古熊地区景観形成住民協定」を平成7年2月28日締結し、また「名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項」を平成8年12月9日に議決している。

更に昨今の地域内の開発状況と、その環境の急変に鑑み、平成14年2月20日区臨時総会において「名古熊の景観と住環境を守り育てる区民の誓い」を議決した。

区民がこの地域に居住する中から学び得た経験を、自主的ルールとして以下のとおり取り決めた。

区民ならびに新区民(出店舗者含む)となる人々が皆で守り、快適な住環境と活気ある街づくりの目的に向けた指針とする。

## 1 地区内に居住する者及び、店舗等の出店者は区に加入し、持ち家・借家・アパート・店舗等の区別なく区規約により区費または準区費を負担する

- ①店舗、企業等の準区費は、その営業規模により別途区費査定委員会により算定された金額を負担する。
- ②借家・アパート居住者の区費等は、地権者または管理者が一括して納入する。
- ③地区内居住者は、班および組合に加入(または新たに組合を組織)し地域活動に参画する。  
(塵集積所の管理、河川清掃、公共施設の美化、区費等の徴収、その他の地域活動)

## 2 地区内における開発行為に関する遵守事項

- ①地権者が土地開発申請書類を農業委員会へ提出する場合は、次の事項について事前に条件整備を行う。  
ア 一般住宅の建設に当たっては、隣地境界を確認すると共に、工事車両の通行、排水路使用などについて組合、班、区(区長及び産業建設委員長)と充分協議する。  
イ 店舗・借家・アパート等の建設については、地権者は、物件所有者および工事施行者、管理会社等と共に、近隣の組合、班、及び区の関係機関(区長、産業建設委員長、景観協定運営委員会)と事前の協議をする。
- ②新規店舗の出店および、既存店舗の業態変更や店舗の増改築等を行う場合について、地権者物件所有者は、速やかに区長及び景観協定運営委員会に届け出を行い、以下の3項目について審査を受ける。  
ア 名古熊地区景観形成住民協定(平成7年2月28日締結)  
イ 名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項(平成8年12月9日議決)  
ウ 名古熊の景観と住環境を守り育てる区民の誓い(平成14年2月20日議決)

## 3 名古熊地区景観形成住民協定への加入について

地域の発展と住みよい環境の維持を願い、地区内の景観の形成に必要な建築物、工作物等の設置及び緑化並びに土地利用に関する事項について住民協定を結んでいる。  
また、これを補完するため前項(イ)、(ウ)の申し合わせを行っている。  
地区内に居住する者及び店舗等を有する者は、これらの協定に加入し、申し合わせを遵守する。

#### 4 地区内にある各種任意団体・組織等の活動にも 地域活性化と近隣友好のため積極的に参画することを希望する

- ①名古熊公民館教育文化委員会(名古熊区民)
- ②飯田商工会議所鼎支部名古熊支会(商工業者)
- ③その他

平成14年7月11日名古熊区役員会において議決した。



名古熊区民会館



田園風景と風越山

# 名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項

名古熊区は、国道153号線バイパスの開通により大小企業が進出し市街化されつつある。地域の乱開発や虫食い状態の開発を阻止し自然環境を保護するため、行政、住民、企業が一体となって「ゆとりある都市計画」のもとに、理想的な「名古熊区」づくりを考えてきた。

このため「名古熊を考える会」を発足させ土地利用計画構想を作り、下伊那農業高校、飯田OIDE長姫高校、飯田女子短期大学、鼎みつば保育園を含めた地域を「教育文化用地」に、また飯田市立病院付近を「医療用地」に定めた。

人も自然も美しく輝くまち「環境文化都市飯田」の一自治体として、区民が一丸となって名古熊区の自然環境を孫子に伝え、有害な社会環境を排除し健全な青少年の育成環境を保全していくために、風俗営業の出店に関する申し合わせ事項を決議する。

## 名古熊区に出店、営業できない風俗営業店

1. 性的好奇心をそぞろおそれのある営業店  
モーテル、ソープランドなど
2. 射幸心をそぞろおそれのある営業店  
マージャン、パチンコ、ゲームセンターなど
3. その他の営業についても内容により協議の上認めない場合もある  
ビニール本、風俗ビデオ等の自動販売など

上記申し合わせ事項については各班総会の決定を受け、平成8年12月9日開催された名古熊区役員会に於いて議決した。

環境保全作業



伊豆奈公園(各班廻りで毎月実施)



名古熊神社境内

お滝場跡小公園



今でもその名残は参道にある太鼓橋であり、拝殿の南に昔の面影を残しているのがお滝場である。その昔御嶽行者の試練場で(荒行)拝殿に泊まり、お滝場の滝に打たれ荒行を積んだ場所である。

いつしかこのお滝場も荒れ果ててしまったが、平成10年に氏子総代や有志の方々の呼びかけによって昔のお滝場を世に出すことになり、整地も行われて今のお滝場となった。

年2回景観協定運営委員会において環境整備作業を行っている。

# 名古熊の景観と住環境を守り育てる区民の誓い

名古熊地区は平成4年3月、国道153号線バイパスの開通以来、その周辺には飲食物販売等店舗の進出がめざましく、予想を超える速度で市街化されて来ている。

みどり豊かな、この田園地帯の乱開発防止と住環境保全、そしてバイパス沿線が秩序ある商用地として発展することを求めた「名古熊地区景観形成住民協定」が区民大多数の賛意を得て平成7年2月28日締結され、平成7年5月16日長野県知事の認定を受けた。

更に「名古熊区の自然環境を孫子に伝え、有害な社会環境を排除し健全な青少年の育成環境を保全していく為に」を主旨とした「名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項」が全区民の合意の基に、平成8年12月9日議決した。

しかしながら、昨今のバイパス周辺を中心とした地域では環境の悪化が著しく、夜間暴走族の横行、店舗・事務所等で頻発する窃盗事件、また車上荒らし等も多発し、閉店後の店舗駐車場は若者のたまり場になる事も多く、周辺住民にとって治安の悪化は住環境をも脅かされる事態となって来ている。

私たち名古熊区民は、これ以上の環境悪化を防ぎ、地域の先人たちが築いて来たこの名古熊の景観を大切に守り、明るく住みやすい住環境保全と活気ある街づくりを地区の基本方針として全区民が誓い、地権者及び施設所有者(管理者)等の開発(出店)に関する指針として以下の項目を定め、互いに確認する。

## 記

1. 平成7年5月16日長野県知事より認定された「名古熊地区景観形成住民協定」の主旨を深く理解し、地域住民との融和に努めます。
2. 平成8年12月9日区民の総意により決定した「名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項」を遵守し、それらに類する物件を含めた店舗、施設等の開発(出店)には原則として同意(協力)しません。
3. 店舗等の営業時間は原則として午前0時までとし、閉店後の駐車場はチェーン等で封鎖し管理に責任を持ちます。
4. 店舗敷地内にて問題が発生した場合は、直ちに地元責任者(区長)と相談、地権者、物件所有者、店舗責任者は問題解決のため最善の努力をします。

上記の確認事項については各班総会の決定を受けて、平成14年2月20日開催された名古熊区臨時総会において議決した。



国土交通大臣表彰の賞状と楯

平成20年度まちづくり月間において、魅力あるまちづくりの推進につとめ、特に著しい功績のあった「まちづくり功労者」として名古熊景観協定運営委員会が国土交通大臣表彰を受賞した。

# 美しく潤いのある豊かなまち 名古熊地区景観形成住民協定書

## 前 文

私たちは、長い歴史と伝統に育まれ風光明媚なこの名古熊地区が、平成4年に国道153号線バイパスの開通以来、急速に商業化の進む沿線周辺と南部田園住宅地区とに二分されて来ている現状の中で、調和のとれた発展と美しく豊かに住もう事のできるまちづくりを、地区内の景観を資源として進めることができが私たち住民の責務であるとの認識を深め、ここに名古熊地区景観形成住民協定を結びます。

みどり豊かな自然にも恵まれたここ名古熊地区が、「景観形成住民協定」を通じ更に活気ある住みよいまちとして発展し、後世に「美しく潤いのある豊かなまち」として引き継がれることを区民が一致して願うものであります。

## 目 的

第1条 この協定は、名古熊地区内の景観の形成に必要な建築物、工作物等の設置及び緑化並びに土地利用に関する事項等について協定し、美しく潤いのあるみどり豊かなまちづくりを目指すことを目的とします。

## 協定の名称

第2条 この協定を「名古熊地区景観形成住民協定」といいます。

## 協定の区域

第3条 この協定の区域は飯田市鼎名古熊の全域(別図の土地)を区域とします。

## 協定参加者の責務

第4条 前条に規定する区域内(以下単に「区域内」といいます)に土地、建築物若しくは工作物等を所有し、または居住する私たちは、この協定を遵守すると共に、区域内の公共部分及びそれに連なる自己の建築物等が景観に与える重要性を深く認識し、お互いに協力して美しい景観の形成に努めます。

## 土地利用等に関する事項

第5条 区域内の土地等を転用、開発、または店舗等の業態の変更等をする場合は名古熊区自治会の自主的ルールである「名古熊地区へ居住される方ならびに店舗等を建設、出店される方の為の指針(ルール)」(以下、指針「ルール」といいます。)によって事前に届け出をするものとします。

2 「名古熊区環境保全に関する申し合わせ事項」を遵守し、次に掲げることを行わないよう努めます。

- ①青少年の健全育成に弊害を及ぼす恐れのある施設等の設置
- ②屋外における廃品、廃材等の野積み
- ③地域の良好な環境及び景観に影響を与える恐れのある土地の開発、転用若しくは業態の変更等

3 遊休農地や宅地等を放置、荒廃させないよう適正な管理に努めます。

## 建築物及びその敷地に関する事項

第6条 区域内において建築物を新築や改築、増築等する場合は原則として次の事項に適合するよう努めます。

- ①明るく、ゆとりのある沿道空間にするため、建築物はできるだけ道路や隣地境界から後退し、緑化に努めると共に、建築物の高さは周辺の景観と調和するようできるだけ低く抑えます。建築物の高さ、建築面積、建築物の後退距離等については、巻末による条文基準表によります。
- ②建築物の屋根は原則として自然景観に調和した勾配屋根とし、外壁や屋根の色彩は周辺の環境に調和するよう、できるだけ落ち着いた色調にします。
- ③建築物の敷地の分割は概ね200平方メートル以上を確保し、細分化を防止すると共に、敷地等の土留めは、できる限りコンクリートの平滑面を少なくするよう努めます。
- ④敷地内の建築物はもとより植樹、植栽等についても、良好な状態が保てるよう適切な管理に努めます。
- ⑤建築物等の「建築確認申請書」を役所等に提出する際には事前に協定運営委員会(第15条に規定するものをいう。以下同じ)へ届け出るものとします。

## 広告物に関する事項

第7条 区域内に広告塔、看板、建物の壁面に描写する広告及び野立看板等(ネオン、照明を含み、以下単に「広告物」といいます)を設置及び表示する場合の位置、規模、意匠等は次のとおりとします。

- ①広告物を設置、掲出、移設もしくは撤去をしようとするときは、協定運営委員会に届け出るものとします。建築確認を必要としない広告物を設置する場合も、同様とします。また、撤去する場合は速やかに実行することとします。
- ②広告物の設置は、原則として自己営業用地に設置するもの及び区域内の公益に資するものに限ります。
- ③広告物の高さは、敷地の地盤面から5メートル以下とし、総表示面積は6平方メートル以内とします。ただし、道路境界から5メートル以上後退して設置する場合は、この限りではありません。(巻末の条文基準表を参照)
- ④広告物の色彩や形態は、周辺の景観(環境)に調和した違和感のないものとします。
- ⑤広告物の設置は、公共施設やその用地周辺は原則として自粛するものとし、やむを得ない場合は関係者の承諾を得るものとします。
- ⑥電柱(電話用柱を含む)への広告物の設置は、自己の広告に資するもの以外のものは自粛するものとし、設置及び表示方法は物件所有者の社内規定を遵守します。
- ⑦広告物の所有者及び管理者は、その広告物の美観を損なわないよう素材の劣化に対処し維持管理に努めます。
- ⑧この協定締結以前から設置されている広告物で、この協定の設置基準等を満たしていないものについては、契約更新時もしくは建替時等に改善するよう要請します。また、広告物もしくは管理者等が不明な放置物件については、協定運営委員会は関係機関と連携し撤去に努めます。

## ■屋外ネオン看板及び屋外照明看板の設置の特例

第8条 屋外ネオン看板及び屋外照明看板(壁面に表示するものを含む。以下同じ)の設置については、前条によるほか次のとおりとします。

- ①ネオン看板及び照明看板は、建築物等の所有者もしくは使用者が、社名もしくは店名等自己を表示する目的で設置するもの以外は自粛します。
- ②ネオン、照明等の点灯(点滅)時間は「名古熊の景観と住環境を守り育てる区民の誓い」の申し合わせにより原則として午前0時までとします。

## ■自動販売機の設置に関する事項

第9条 自動販売機の設置は、原則として自己営業用敷地内のみとし、次の条件を満たすものとします。

- ①青少年の健全育成に悪影響を及ぼさないもの
- ②設置場所は交通の安全上、原則として道路から1メートル以上後退するほか、景観に配慮し空き缶等の管理が適性に行われること

## ■緑化に関する事項

第10条 区域内の植樹等緑化に関する事項は次のとおりとします。

- ①みどり豊かな自然を維持保存するため、沿道及び敷地内の空き地等はできる限り緑化に努めます。
- ②緑化樹木は既存の樹木等の活用に努めるほか、「金・銀木犀」をシンボルツリーとして、区域内の緑化の普及に努めるものとします。
- ③緑化樹木等は病害虫を予防し、健全な育成保存に努めます。

## ■公共的部分の景観形成に関する事項

第11条 道路、河川、公園等の公共的な部分の景観形成に努め、その維持保存のため協力して取り組むほか、次の事項を遵守します。

- ①風景やたたずまいといった自然景観を地域住民の共有財産として認識し守り育てて行きます。
- ②公園、神社、寺及び史跡等の古樹木のほか、長年風雪に耐え現存している区域内の樹木についても極力保存と維持に努め、美しい緑の景観に寄与する財産として守り育てて行きます。
- ③区域内の住民が歩んできた今日迄の長い歴史を継承し、伝承することの重要性に鑑み、現存する遺跡、神社、寺のほか、伝説碑、記念碑、石仏、石碑など自然景観の保全に努めます。
- ④区域内の公園は、訪れる人や使用する人々が心安らぐ憩いの場となるよう管理保全と育成に努めます。
- ⑤区域内の河川の美化と保全、雑排水や浄化槽の点検、管理に努めます。また、7台以上の舗装された駐車場には、油水分離槽を設置します。
- ⑥以上のほか、区域内の道路等は清掃に努めるなどを心がけ、常に安心して通行できるよう努めます。

## ■協定の効果

第12条 協定の施行日以降、新たに区域内に土地、建築物若しくは工作物等を所有し、または、居住することとなった者に対しても、協定の参加者として効果が及ぶものとします。

2 区域内の権利を移転する場合は、その権利を譲り受ける者に協定内容を引き継ぐものとします。

## 協定の有効期間

第13条 協定の有効期間は、協定締結の日から満10年間とします。また期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降も同様とします。

## 協定の変更及び廃止

第14条 この協定事項の変更または廃止については、三分の二を超える者の合意をもって成立するものとします。

## 協定運営委員会

第15条 この協定を自主的に運営し、協定に関する事項を円滑に処理するため、協定運営委員会を設置します。

- 2 協定運営委員会は協定の参加者で構成し、規約は別に定めます。
- 3 協定運営委員会は名古熊区自治組織の機関として、景観形成住民協定に基づく管理業務を運営します。
- 4 協定運営委員会は「名古熊地区景観形成住民協定」が、長野県景観条例並びに飯田市景観条例と連携し区域内のみならず、周辺地域の景観の維持と育成発展のため円滑に運営されるよう努めます。

## 補 則

第16条 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するために必要な事項については、協定運営委員会にその運営を委ねるものとします。

- 2 この協定に扱り難い場合及び疑義が生じた事項は協定運営委員会が処理します。
- 3 名古熊自治会の自主規約である「指針(ルール)」等、区民の申し合わせ事項を有効活用し、地域内における開発行為等の計画を事前収集し、景観の維持と発展、住環境保全のために努めます。
- 4 景観形成住民協定書による目標すべき数値目標等は「条文基準」の解説として巻末に添付します。

## 付 則

- 1 この協定は、平成7年3月1日から適用します。
- 2 この協定は、平成17年3月1日一部改正更新します。
- 3 この協定は、平成28年1月1日一部改正更新します。

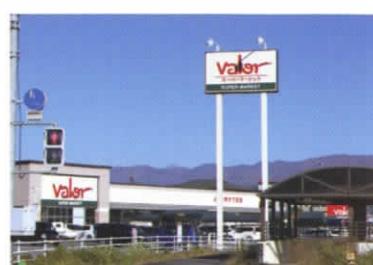
### 住民協定に基づいて設置された看板広告物の一例(協定書第7条-④による)



餃子の王将



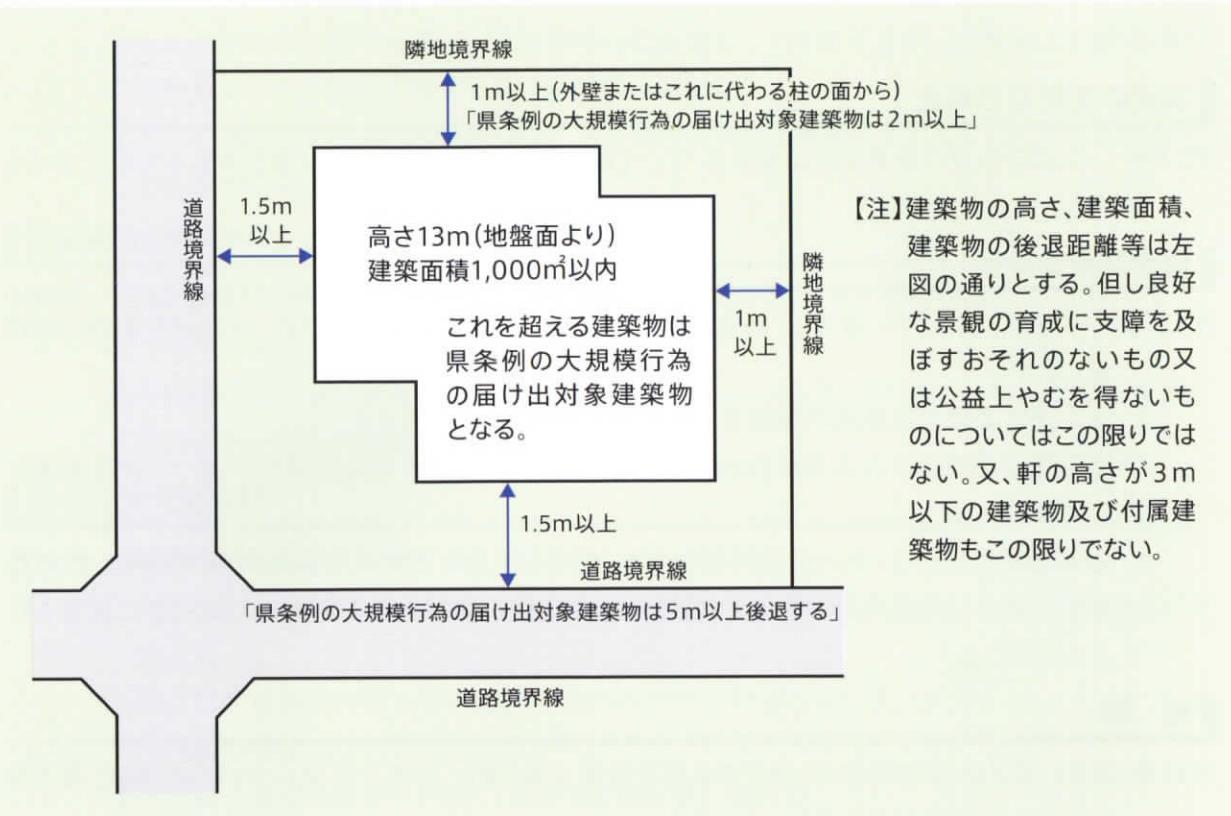
ミニミニ



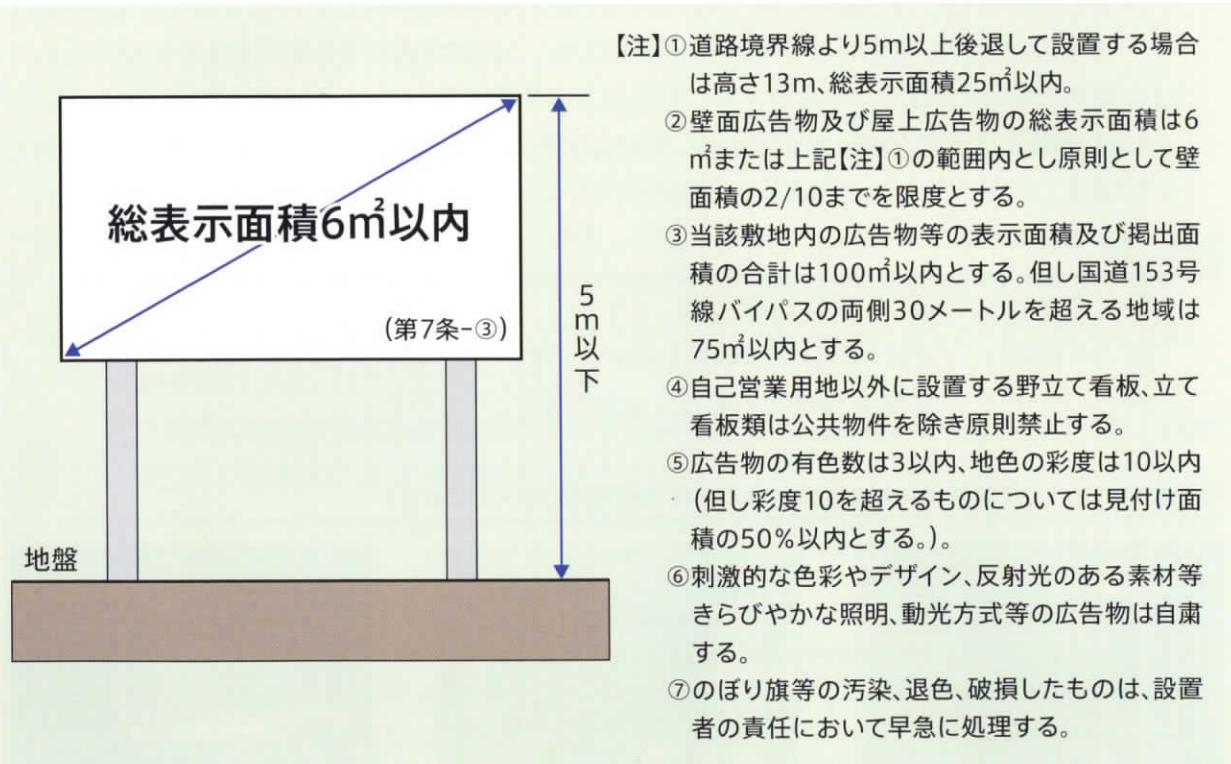
バロー飯田店

第16条 4項による協定の目指すべき数値目標等の条文基準は以下の通りとする。

## 1 一般建築物及び大規模建築物の基準(第6条)



## 2 広告物等の設置に関する基準(第7条、第8条)



尚、第14条の運用については第16条2項に準じて協定運営委員会において協議します。

# 名古熊風物詩

# 春



春をつげる二代目枝垂れ桜



獅子舞

# 夏

## 春季祭典



小野道風



ぶどう棚



お囃子

# 秋



## 秋季祭典



子供神輿



御神輿

# 冬



大晦日の名古熊神社



幻想的な竹宵

## 年末年始の神社

# 飯田市鼎名古熊区全体地図



1班集会所



2班集会所



3班集会所



### ● 広域避難地

- 3班 伊豆奈公園運動場
- 5班 みつば保育園
- 5班 下伊那農業高校
- 6班 老人いこいの家
- 6班 名古熊区民会館 (名古熊神社)
- 8班 飯田OIDE長姫高校

… 広域避難地



飯田市立病院



4・7・8班集会所



5班集会所



6班集会所



名古熊地区景観協定整備シンボルツリー  
キンモクセイ・ギンモクセイ



## 名古熊と三階菱について

名古熊のシンボルマークである「三階菱」は松尾小笠原氏と深い関係があり代々崇敬されてきた。

小笠原氏が松尾城を築くまでの居館は、名古熊田中地籍（現2斑地域）であったといわれているが、松尾城を築き鎌倉・室町時代と400有余年の永きにわたり、小笠原氏と共に栄えた村の往時には135軒余りの家々が軒を連ねていたと「峰文書」は記している。

また、名古熊神社は文治元年（1185年）小笠原信濃守長清氏により創建され代々の祈願所となっていた。

更に運松寺も小笠原信濃守貞宗氏が堂宇を造営したと伝えられているが、先祖が心のよりどころとしてきた場所には今でも小笠原氏の三階菱をみることができる。

名古熊では小笠原氏の紋所である「三階菱」を「区旗」に指定し愛用している。